

第6章 許可の承継について

1 許可の承継について

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合は、譲渡、合併又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要となり、新しい建設業許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じており、不利益が生じていました。

このため、令和2年10月1日施行の建設業法の改正において、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで建設業許可を承継することが可能となりました。

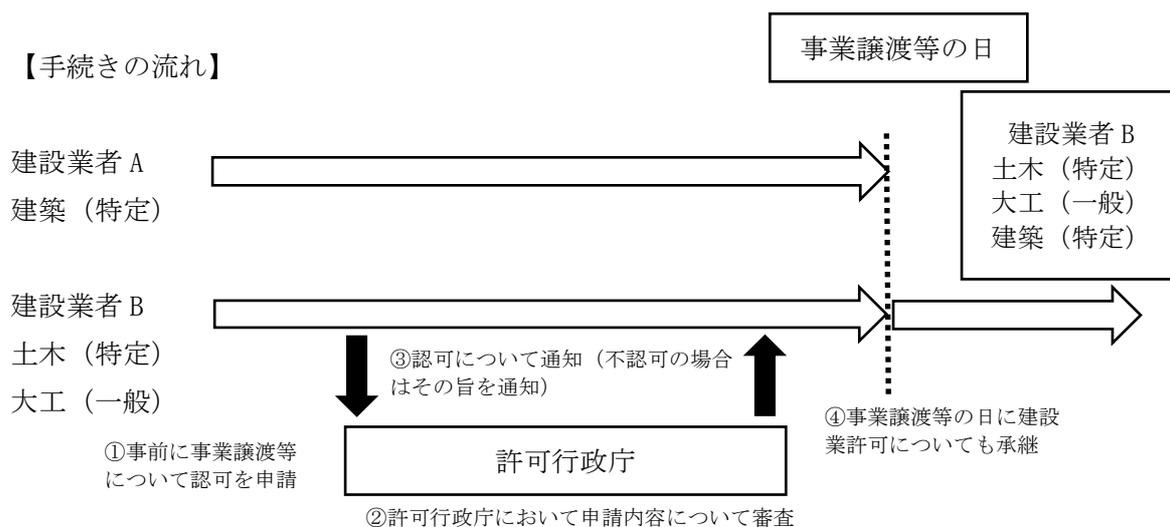
また、建設業者が死亡した場合においても、被相続人の死亡後30日以内に認可の申請をすることで建設業許可を承継することが可能となりました。

2 認可制度の概要

(1) 譲渡及び譲受け並びに合併及び分割（法第17条の2）

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡等を行う場合において、譲受人があらかじめ国土交通大臣又は都道府県知事に認可申請をし、認可を受けたときは、その効力の発生日に建設業者としての地位を承継することができます。

【手続きの流れ】



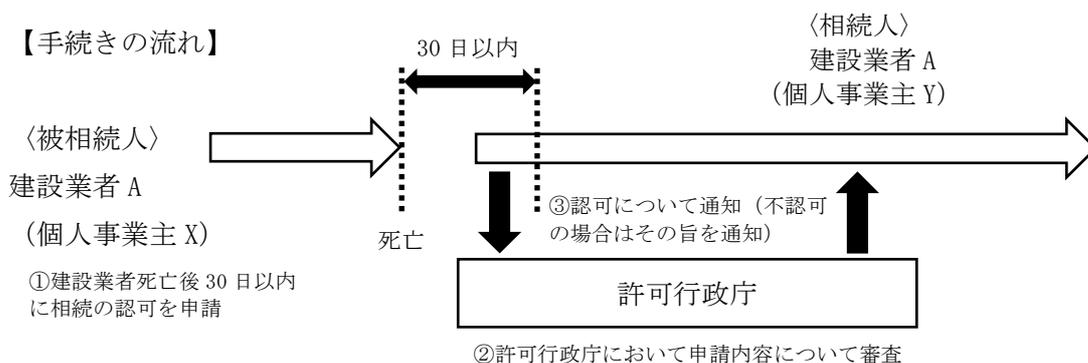
【法人成りについて】

個人事業の法人化（法人成り）は、法人を設立した上で、当該法人と個人事業主との間で譲渡契約を締結することにより譲渡及び譲受けの認可申請の対象となります。

この際、法人設立後も譲渡日までは、個人事業主として営業をする必要があります。譲渡日前に法人が営業活動をした場合は、経営管理責任者や専任技術者としての常勤性を欠くことになり、個人事業主としての建設業の許可要件を満たさなくなり、建設業の許可が取り消しとなることがあります。

(2) 相続（法第17条の3）

建設業者（被相続人）が死亡した場合において、当該建設業者（被相続人）の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は被相続人の死亡後30日以内に国土交通大臣又は都道府県知事に認可申請をし、認可を受けたときは建設業者としての地位を承継することができます。



3 認可の要件

認可を受ける場合は下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

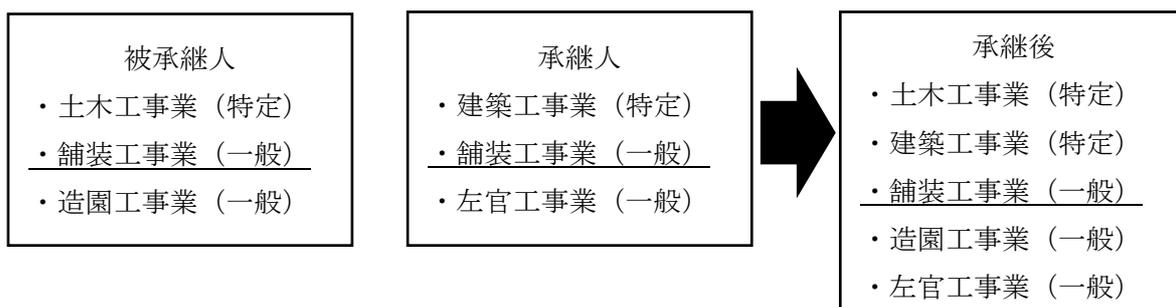
(1) 事業承継の場合は、効力発生日前までに認可を受けること。

相続の場合は、被相続人死亡後30日以内に認可申請を行い、認可を受けること（最終日が土・日・祝日等閉庁日の場合は、休日の翌日が申請期限になります。）。

(2) 被承継人（被相続人）の建設業の全部を承継すること。

被承継人（被相続人）が受けていた建設業許可の全部を承継人（相続人）に承継させる必要があります。被承継人（被相続人）が受けていた建設業許可の一部のみを承継させることはできません。被承継人（被相続人）が現に有する業種のうち、承継人（相続人）への承継を要しない業種がある場合は、認可申請の日の前までに承継を要しない業種について廃業届を提出してください。

■ 認可制度の対象となる場合

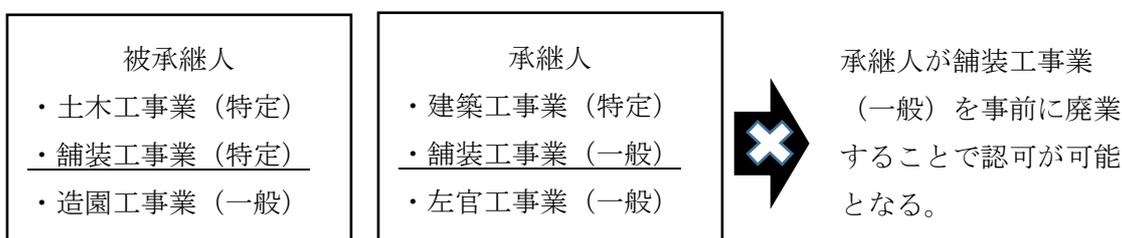


(3) 被承継人（被相続人）と承継人（相続人）が同一業種について異なる区分の許可を受けていないこと。

被承継人（被相続人）と承継人（相続人）が同じ業種の許可を受けている場合は、区分（一般・特定）が同一の場合に限り承継することができます。区分が異なる場合は、認可申請前に、一般・特定どちらかの建設業許可を廃業する必要があります。

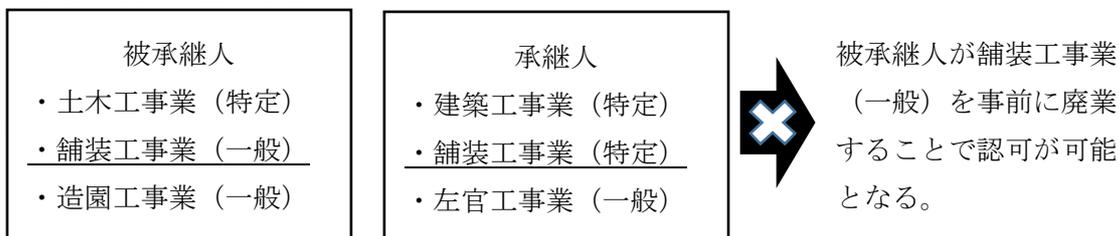
■ 認可制度の対象とならない場合①

一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業許可のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐ場合



■ 認可制度の対象とならない場合②

特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業許可のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐ場合



(4) 承継後の全ての業種について、承継人（相続人）が許可の要件を満たしていること

承継者（相続人）は、承継後に有することになる全ての業種について、許可の要件を満たす必要があります。ただし、申請時点で承継人（相続人）が建設業許可の許可を受けていなくても、事業譲渡等によって被承継人の役員や従業員が承継人（相続人）に移ることで許可の要件を満たす場合は、承継は可能です。

4 事前相談

認可申請を行おうとする場合は、できるだけ早く（遅くとも承継の効力発生日2か月前までに）御相談ください。相談なく認可申請をされた場合は、不備の補正に時間がかかり、承継の効力発生日までに認可できないおそれがあります。

また、相談を受けた場合の申請であったとしても、審査の結果、補正指示、拒否処分、取下げ等となる場合があります。

5 申請方法

認可申請については、紙申請のみです（電子申請は行っていません。）。

6 申請及び相談受付場所・時間

申請及び相談受付場所・時間は、次のとおりです。

提出場所	山梨県 県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室 甲府市丸の内一丁目6番1号 北別館3階 電話055-237-1111(代表) 055-223-1843(直通)
受付時間	月～水曜日の午前9時～11時、午後1時～4時 ※ 年末年始、年度末年度始は書類整理等のため受付できないことがありますので、事前に電話や山梨県 HP にてご確認ください。

【留意事項】

- 審査では、申請内容が「許可の基準」を満たしているか、記入漏れはないか、内容が適切か、証明（疎明）は十分かなどを許可申請書類に即して確かめます。
- 審査は完成書類の審査なので、下書き段階での作成指導には応じかねます。

7 申請手数料

申請手数料はかかりません。

8 許可番号

原則として、被承継人（被相続人）の許可番号を使用します。ただし、承継人（相続人）も建設業許可を有している場合は、承継人（相続人）がいずれの許可番号を使用するかを選択することになります。

9 許可の有効期限

【事業承継後の許可の有効期間】

認可後の許可の有効期間は、承継の日における残存の建設業許可の有効期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から5年間です。

【例】事業承継日が令和5年4月1日の場合

許可の有効期間 令和5年4月1日から令和10年4月1日まで（5年+1日）

更新の有効期間 令和10年4月2日から令和15年4月1日まで

【相続後の許可の有効期間】

認可後の有効期間は、当該相続に係る建設業許可及び被相続人が受けている建設業許可に係る有効期間の残存にかかわらず、被相続人の死亡日の翌日から5年間です。

なお、認可の申請をした場合は、認可申請に対する処分があるまでは、相続人は建設業許可を受けたものとして扱われます。

【例】被相続人の死亡日が令和5年4月1日の場合

許可の有効期間 令和5年4月1日から令和10年4月1日（5年+1日）

10 認可の通知

認可通知書は申請者に対して郵送します。

認可通知書は再発行できません。認可をしたことについての証明書も発行できません。

なお、承継人（相続人）が建設業許可を有していることについては、承継の効力発生日後に窓口において「建設業許可証明書」を発行できます（手数料400円/枚（納付済証による納付））。

11 承継の範囲

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人（相続人）は被承継人（被相続人）と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人（相続人）は被承継人（被相続人）の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することとなります。

一方、法第45条から法第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人（被相続人）という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、刑罰については、承継されません。

12 認可申請等の取り下げ

認可申請が法令で定める基準、認可の審査基準日に適合しない場合は、申請により求められた認可申請を拒否します。

13 認可申請書類及び確認書類

確認書類は、37頁以降を参照してください。次頁に記載されていない様式や37頁以降にない確認資料等についても提出を求めることがあります。

承継人（相続人）の承継予定日時点での状況で作成してください。確認資料等も、基本的に承継人に関するものが必要となります。

認可申請書提出書類一覧表(譲渡及び譲受け)

		譲渡及び譲受け		
			法人成り	
様式第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	○	○	
別紙一	役員等の一覧表(注1)	○	○	
別紙二	営業所一覧表	○	○	
別紙三	営業所技術者等一覧表	○	○	
様式第二号	工事経歴書(直前1期)	○	○	
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	
様式第四号	使用人数	○	○	
様式第六号	誓約書	○	○	
様式第二十二号の六	誓約書(健康保険等に関する届出について)※	△	△	※申請時に、様式第七号の三が提出不可の場合に提出
様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	
様式第十五号	貸借対照表(法人用) ※法人成りの場合は法人設立時点のもの	○	○	
様式第十六号	損益計算書(法人用)	○	—	
様式第十七号	株主資本等変動計算書	○	—	
様式第十七号の二	注記表	○	—	
	事業報告書(株式会社のみ提出)	○	—	
様式第十七号の三	付属明細表(資本金が1億円以上の株式会社のみ提出)(注2)	○	—	
様式第十八号	貸借対照表(個人用)	○	○	
様式第十九号	損益計算書(個人用)	○	○	
	定款(個人事業主は不要)	○	○	
様式第二十号	営業の沿革	○	○	新設法人の場合、 承継日から30日以内
様式第二十号の二	所属建設業者団体	○	○	新設法人の場合、 承継日から30日以内
様式第二十号の三	主要取引金融機関名	○	○	
様式第七号の三	健康保険等の加入状況	○	○	承継日から2週間以内
様式第七号	常勤役員等(経管等)証明書	○ 様式第七号及び別紙のうち該当するもの	○ 様式第七号及び別紙のうち該当するもの	
別紙	常勤役員等の略歴書			
様式第七号の二	常勤役員等及び常勤役員等直接補佐する者の証明書			
別紙一	常勤役員等の略歴書			
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書			
様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
	卒業証明書	△	△	
	資格証明書(営業所技術者等の資格者証のコピーを添付、原本を提示)	△	△	
	監理技術者資格者証	△	△	
様式第九号	実務経験証明書	△	△	
様式第十号	指導監督的実務経験証明書	△	△	
様式第十二号	許可申請者(法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	
様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	
様式第十四号	株主(出資者)調書	○	○	
	【法人】 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	○	
	許可申請者及び令第3条に規定する使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注3) 又は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	○	○	
	許可申請者及び令第3条に規定する使用人が成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書(注4) 又は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	○	○	
	納税証明書 (県事業税証明書・県税事務所発行)	○	○	新設法人の場合、 法人設立届出書 を提出
	譲渡契約書の写し	○	○	株主総会の承認を受けたもの(承認不要な場合を除く)
	【法人】 株主総会若しくは社員総会の決議録又は譲渡及び譲受けに関する意思の決定を証する書類	○	○	株主総会議事録 取締役会(社員総会)決議録 等

【○は必要な書類、△は申請者により必要となる書類】

(注1)個人事業主は提出不要。

(注2)有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細書の提出に代えることができるものとする。

(注3)法人の場合はその役員及び令第3条に定める使用人、個人の場合は申請者及び支配人について、法務局及び地方法務局において交付を受けたもの。

(注4)法人の場合はその役員及び令第3条に定める使用人、個人の場合は申請者及び支配人について、本籍地の市区町村において交付を受けたもの。

認可申請書提出書類一覧表(合併及び分割)

		合併	分割	
様式第二十二号の七	合併認可申請書	○	—	
様式第二十二号の八	分割認可申請書	—	○	
別紙一	役員等の一覧表(注1)	○	○	
別紙二	営業所一覧表	○	○	
別紙三	営業所技術者等一覧表	○	○	
様式第二号	工事経歴書(直前1期)	○	○	新設法人は不要
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	新設法人は不要
様式第四号	使用人数	○	○	
様式第六号	誓約書	○	○	
様式第二十二号の六	誓約書(健康保険等に関する届出について)※	△	△	※申請時に、様式第七号の三が提出不可の場合に提出
様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	
様式第十五号	貸借対照表(法人用)	○	○	
様式第十六号	損益計算書(法人用)	○	○	
様式第十七号	株主資本等変動計算書	○	○	
様式第十七号の二	注記表	○	○	
	事業報告書(株式会社のみ提出)	○	○	
様式第十七号の三	付属明細表(資本金が1億円以上の株式会社のみ提出)(注2)	○	○	
	定款	○	○	
様式第二十号	営業の沿革	○	○	新設法人の場合、 承継日から30日以内
様式第二十号の二	所属建設業者団体	○	○	新設法人の場合、 承継日から30日以内
様式第二十号の三	主要取引金融機関名	○	○	
様式第七号の三	健康保険等の加入状況	○	○	承継日から2週間以内
様式第七号	常勤役員等(経管等)証明書	○ 様式第七号及び別紙のうち該当するもの	○ 様式第七号及び別紙のうち該当するもの	
別紙	常勤役員等の略歴書			
様式第七号の二	常勤役員等及び常勤役員等直接補佐する者の証明書			
別紙一	常勤役員等の略歴書			
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書			
様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
	卒業証明書	△	△	
	資格証明書(営業所技術者等の資格者証のコピーを添付、原本を提示)	△	△	
	監理技術者資格者証	△	△	
様式第九号	実務経歴証明書	△	△	
様式第十号	指導監督の実務経歴証明書	△	△	
様式第十二号	許可申請者(法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	
様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	
様式第十四号	株主(出資者)調書	○	○	
	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	■	■	
	許可申請者及び令第3条に規定する使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注3) 又は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	○	○	
	許可申請者及び令第3条に規定する使用人が成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書(注4) 又は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	○	○	
	納税証明書 (県事業税証明書・県税事務所発行)	○	○	新設法人の場合、 法人設立届出書 を提出
	株主総会若しくは社員総会の決議録又は譲渡及び譲受けに関する意思の決定を証する書類	○	○	株主総会議事録 取締役会(社員総会)決議録 等
	合併方法・条件の記載された書類	○	—	合併契約書の写し及び合併比率説明書
	分割方法・条件の記載された書類	—	○	分割契約書の写し(新設の場合は分割計画書)及び分割比率説明書

【○は必要な書類、△は申請者により必要となる書類、■は合併・分割により新設される法人以外に必要な書類】

(注1)個人事業主は提出不要。

(注2)有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができるものとする。

(注3)法人の場合はその役員及び令第3条に定める使用人、個人の場合は申請者及び支配人について、法務局及び地方方法務局において交付を受けたもの。

(注4)法人の場合はその役員及び令第3条に定める使用人、個人の場合は申請者及び支配人について、本籍地の市区町村において交付を受けたもの。

認可申請書提出書類一覧表(相続)

		相続	
様式第二十二号の十	相続認可申請書	○	
別紙二	営業所一覧表	○	
別紙三	営業所技術者等一覧表	○	
様式第二号	工事経歴書(直前1期)	○	
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	
様式第四号	使用人数	○	
様式第六号	誓約書	○	
様式第二十二号の十一	誓約書(健康保険等に関する届出について)	△	※申請時に、様式第七号の三が提出不可の場合に提出(適用除外の場合は提出不要)
様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	
様式第二十号	営業の沿革	○	
様式第二十号の二	所属建設業者団体	○	
様式第二十号の三	主要取引金融機関名	○	
様式第七号の三	健康保険等の加入状況	○	認可を受けた日から2週間以内
様式第七号	常勤役員等(経管等)証明書	○ 様式第七号のいずれか	
別紙	常勤役員等の略歴書		
様式第七号の二	常勤役員等及び常勤役員等直接補佐する者の証明書		
別紙一	常勤役員等の略歴書		
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		
様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	
	卒業証明書	△	
	資格証明書(営業所等技術者等の資格者証のコピーを添付、原本を提示)	△	
	監理技術者資格者証	△	
様式第九号	実務経験証明書	△	
様式第十号	指導監督の実務経験証明書	△	
様式第十二号	許可申請者(法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	
様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	
	許可申請者及び令第3条に規定する使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注1) 又は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	○	
	許可申請者及び令第3条に規定する使用人が成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書(注2) 又は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	○	
	事業開始届出書	○	
	申請者と被相続人との続柄を証する書類(戸籍謄本等)	○	
	当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書(誓約書)	△	申請者以外に相続人がいる場合 (申請者以外の全ての相続人の住所及び氏名を記載)

【○は必要な書類、△は申請者により必要となる書類】

(注1)申請者及び支配人について、法務局及び地方法務局において交付を受けたもの。

(注2)申請者及び支配人について、本籍地の市区町村において交付を受けたもの。

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 譲渡人 _____

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

譲受人 _____

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	11
01	01	国土交通大臣 許可 (一般-) 第	令和 年 月 日
認可申請年月日	02	3	13
02	令和 年 月 日	5	15

譲渡及び譲受けの年月日 03 令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの理由 04

譲渡及び譲受けの価格 05 円

引き続き使用する許可番号 06 大臣知事コード 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 07 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 09

商号又は名称 10

代表者又は個人の氏名のフリガナ 11

代表者又は個人の氏名 12 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 都道府県名 市区町村名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 14

郵便番号 15 電話番号

ファックス番号

法人又は個人の別 16 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

兼業の有無 17 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣知事コード

許可番号 18 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲り渡す建設業	<input type="checkbox"/>	1	9	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	〔1.一般〕 〔2.特定〕
商号又は名称のフリガナ	<input type="checkbox"/>	2	0																															
商号又は名称	<input type="checkbox"/>	2	1																															
代表者又は個人の氏名のフリガナ	<input type="checkbox"/>	2	2																															
代表者又は個人の氏名	<input type="checkbox"/>	2	3											支配人の氏名																				
主たる営業所の所在地市区町村	<input type="checkbox"/>	2	4	都道府県名					市区町村名																									
主たる営業所の所在地	<input type="checkbox"/>	2	5																															
郵便番号	<input type="checkbox"/>	2	6	郵便番号			電話番号																											
				ファックス番号																														
法人又は個人の別	<input type="checkbox"/>	2	7	資本金額又は出資総額			法人番号																											
兼業の有無	<input type="checkbox"/>	2	8	(1.法人) (2.個人)			(千円)										建設業以外に行っている営業の種類																	
許可番号	<input type="checkbox"/>	2	9	大臣知事コード			国土交通大臣知事許可(一般-)第 号										許可年月日 令和 年 月 日																	

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

譲渡及び譲受け認可申請書

記載要領

1 「申請者」の欄

法・個別	記載内容
法人	本店(登記上の住所)の所在地、商号及び代表者氏名を記載
個人	所在地、名称及び氏名を記載

- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 山梨県知事」 「国土交通大臣 及び 知事」 「般 及びに 特」 については、不要のものを消す。

- 3 **項番03** 「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入する。

- 4 **項番04** 「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入する。

- 5 **項番06** 「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しない。

- 6 **項番07** 「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入する。

- 7 **項番08** 「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、6と同じ要領で記入する。

- 8 **項番09**又は**項番20** 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う。なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しない。

- 9 **項番10**又は**項番21** 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いる。

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	協 同 組 合	(同)
特例有限会社	(有)	協 業 組 合	(業)
合 資 会 社	(資)	企 業 組 合	(企)
合 名 会 社	(名)	合 同 会 社	(合)

- 10 **項番11**又は**項番22** 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、8と同様に記入する。ただし、姓と名の間は1マス空ける。

- 11 **項番12**又は**項番23** 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名をそれぞれ姓と名の上に1カラム空けて記入する。

- 12 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合に支配人すなわち事業主にかわってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人として登記した使用人を置いている場合に記入する。

- 13 **項番13** 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在市区町村コード」の欄又は**項番24** 「主たる営

業所の所在市区町村コード」の欄は、「山梨県市区町村コード番号表」(48頁)を参照して記入する。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記入する。

- 14 **項番14** 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は**項番25** 「主たる営業所の所在地」の欄は、市町村名に続く町名、地番等を記入する。また、「丁目」、「番」及び「号」については、「-」(ハイフン)を用いる。
- 15 **項番15** 又は**項番26** のうち「電話番号」の欄は、市議局番、局番及び番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入する。
- 16 **項番16** 又は**項番27** のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しない。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入する。
- 17 **項番17** 「兼業の有無」の欄は、建設業以外に行っている営業がある場合は、「1」を記入し右側に具体的にその営業の種類を記入する。それ以外の場合は「2」と記入する。
- 18 **項番18** 又は**項番29** 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入する。
- 19 **項番19** 「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を6と同じ要領で記入する。

◎誤記入及び不備な例

- ① 申請年月日が記入されていない。不要な文字が消されていない。
- ② 「フリガナ」欄で、濁音、半濁音を表す文字が1文字として扱われていない。
- ③ **項番14** 又は**項番25** 「主たる営業所の所在地」が市町村名から記入されている。
- ④ **項番16** 又は**項番27** 「資本金額又は出資総額」の欄の金額の単位が誤っている。
- ⑤ **項番17** 「兼業の有無」の欄に「1」が記入されているにもかかわらず、右側に営業の種類が記入されていない。
- ⑥ **項番11・12・22・23** について、姓と名の間が1カラム空いていない。

営業所一覧表

行政庁側記入欄																										
区	分	項番	8	1	3	1																				
						大臣 知事	コード																			
許	可	番	号	項番	8	2	3	国土交通大臣 知事		許可	(特	—)	第	5	10	号	許可年月日	令和	11	年	13	月	15	日

(主たる営業所)

フリガナ																																												
主たる営業所の名 称																																												
営	業	し	よ	う	と	す	る	建	設	業	8	3	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般 2. 特定)	

(従たる営業所)

フリガナ																																	
従たる営業所の名 称																																	
8	4	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																						
従たる営業所の所在地																																	
8	5	3	5	都道府県名										市区町村名																			
8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																						
郵便番号																																	
8	7	3	5	6	電話番号										10	15	20																
営業しようとする建設業																																	
8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般 2. 特定)	

(従たる営業所)

フリガナ																																	
従たる営業所の名 称																																	
8	4	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																						
従たる営業所の所在地																																	
8	5	3	5	都道府県名										市区町村名																			
8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																						
郵便番号																																	
8	7	3	5	6	電話番号										10	15	20																
営業しようとする建設業																																	
8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般 2. 特定)	

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事	許可 (一般-)	第	号	許可年月日	令和	年	月	日
許可番号	項番	3	5	10	11	13	15				
01	0										
認可申請年月日	02	3	5	7							
	0										

合併年月日	03	3	5	7							
	0										
合併理由	04										

合併の価格	05											円
-------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

引き続き使用する許可番号	06	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事	許可 (一般-)	第	号
	0						

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする建設業	07	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	1. 一般
	0	3 5 10 15 20 25 30	2. 特定

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業	08		1. 一般
	0	3 5 10 15 20 25 30	2. 特定

商号又は名称のフリガナ	09	3 5 10 15 20	
	0	23 25 30 35 40	

商号又は名称	10	3 5 10 15 20	
	1	23 25 30 35 40	

代表者の氏名のフリガナ	11	3 5 10 15 20	
	1		

代表者の氏名	12	3 5 10	
	1		

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード	13	3 5	都道府県名	市区町村名
	1			

合併後の主たる営業所の所在地	14	3 5 10 15 20	
	1	23 25 30 35 40	

郵便番号	15	3 5 6	電話番号	10 15 20
	1			

ファックス番号 _____

資本金額等	16	資本金額又は出資総額	法人番号
	1	4 5 10 (千円)	13 15 20 25

合併認可申請書

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、法人の本店(登記上の住所)の所在地、商号及び代表者氏名を記載する。
- 2 「地方整備局長」「国土交通大臣」「般
北海道開発局長 及びに ついては、不要のものを消す。
山梨県知事」 「知事」 「特」
- 3 **項番03** 「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入する。
- 4 **項番04** 「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入する。
- 5 **項番06** 「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しない。
- 6 **項番07** 「合併後に営業しようとする建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入する。
- 7 **項番08** 「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、6と同じ要領で記入する。
- 8 **項番09**又は**項番20** 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う。なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しない。
- 9 **項番10**又は**項番21** 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いる。

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	協 同 組 合	(同)
特例有限会社	(有)	協 業 組 合	(業)
合 資 会 社	(資)	企 業 組 合	(企)
合 名 会 社	(名)	合 同 会 社	(合)
- 10 **項番11**又は**項番22** 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、8と同様に記入する。ただし、姓と名の間は1カラム空ける。
- 11 **項番12**又は**項番23** 「代表者の氏名」の欄は、代表者の氏名を姓と名の上に1カラム空けて記入する。
- 12 **項番13** 「合併後の主たる営業所の所在市区町村コード」又は**項番24** 「主たる営業所の所在市区町村コード」の欄は、「山梨県市区町村コード番号表」(48頁)を参照して記入する。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する。
- 13 **項番14** 「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は**項番25** 「主たる営業所の所在地」の欄は、市区町村名に続く町名、地番等を記入する。また、「丁目」、「番」及び「号」については、「-」(ハイフン)を用いる。

- 14 **項番15**又は**項番26**のうち「電話番号」の欄は、市議局番、局番及び番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入する。
- 15 **項番16**又は**項番27**「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入する。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入する。
- 16 **項番17**「兼業の有無」の欄は、建設業以外に行っている営業がある場合は、「1」を記入し右側に具体的にその営業の種類を記入する。それ以外の場合は「2」と記入する。
- 17 **項番18**又は**項番29**「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入する。
- 18 **項番19**「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を6と同じ要領で記入する。
- 19 合併消滅法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、**<合併消滅法人に関する事項>**については、合併消滅法人ごとに記載する。

◎誤記入及び不備な例

- ① 申請年月日が記入されていない。不要な文字が消されていない。
- ② 「フリガナ」欄で、濁音、半濁音を表す文字が1文字として扱われていない。
- ③ **項番14**又は**項番25**「主たる営業所の所在地」が市町村名から記入されている。
- ④ **項番16**又は**項番27**「資本金額又は出資総額」の欄の金額の単位が誤っている。
- ⑤ **項番17**「兼業の有無」の欄に「1」が記入されているにもかかわらず、右側に営業の種類が記入されていない。
- ⑥ **項番11・12・22・23** について、姓と名の間が1カラム空いていない。

営業所一覧表

行政庁側記入欄																	
区	分	項番	8	1	3	1											
						大臣 知事	コード										
許	可	番	号	項番	8	2	3	国土交通大臣 知事 許可 (一般 -)		第	5	10	号		許可年月日		
											令和	11	年	13	月	15	日

(主たる営業所)

主たる営業所の名		フリガナ																															
営業しようとする建設業		8	3	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		(1. 一般 2. 特定)																															

(従たる営業所)

従たる営業所の名		フリガナ																														
		8	4	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																			
内 容	従たる営業所の所在地市区町村	8	5	3	5	都道府県名										市区町村名																
	従たる営業所の所在地	8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																			
	郵便番号	8	7	3	5	6	電話番号										10	15	20													
	営業しようとする建設業	8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
		(1. 一般 2. 特定)																														

(従たる営業所)

従たる営業所の名		フリガナ																														
		8	4	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																			
内 容	従たる営業所の所在地市区町村	8	5	3	5	都道府県名										市区町村名																
	従たる営業所の所在地	8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																			
	郵便番号	8	7	3	5	6	電話番号										10	15	20													
	営業しようとする建設業	8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
		(1. 一般 2. 特定)																														

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

分割認可申請書 (第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事 コード	項番	3	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第	5	10	許可年月日	11	13	15
許可番号		0	1				令和			
認可申請年月日		0	2	令和			年			

分割年月日	0	3	令和			年					
分割の理由	0	4									
分割の価格	0	5									円
引き続き使用する 許可番号	0	6	大臣 知事 コード	3	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第	5	10				

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業	0	7	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	3	5	10	15	20	25	30	1. 一般 2. 特定		
認可申請時において許可を受けている建設業	0	8		3	5	10	15	20	25	30	1. 一般 2. 特定		
商号又は名称のフリガナ	0	9		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40
商号又は名称	1	0		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40
代表者の氏名のフリガナ	1	1		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40
代表者の氏名	1	2		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40
分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード	1	3		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40
分割後の主たる営業所の所在地	1	4		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40
郵便番号	1	5		3	5	6	10	15	20	25	30	35	40
ファックス番号													

資本金額等	1	6	資本金額又は出資総額	4	5	10	13	15	20	25

分割認可申請書

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、法人の本店(登記上の住所)の所在地、商号及び代表者氏名を記載する。
- 2 「地方整備局長」「国土交通大臣」「一般
北海道開発局長 及びに ついては、不要のものを消す。
山梨県知事」 「知事」 「特」
- 3 **項番03** 「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入する。
- 4 **項番04** 「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入する。
- 5 **項番06** 「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しない。
- 6 **項番07** 「分割後に営業しようとする建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入する。
- 7 **項番08** 「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、6と同じ要領で記入する。
- 8 **項番09**又は**項番20** 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う。なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しない。
- 9 **項番10**又は**項番21** 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いる。

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	協 同 組 合	(同)
特例有限会社	(有)	協 業 組 合	(業)
合 資 会 社	(資)	企 業 組 合	(企)
合 名 会 社	(名)	合 同 会 社	(合)
- 10 **項番11**又は**項番22** 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、8と同様に記入する。ただし、姓と名の間は1マス空ける。
- 11 **項番12**又は**項番23** 「代表者の氏名」の欄は、姓と名の間は1カラム空けて記入する。
- 12 **項番13** 「分割後の主たる営業所の所在市区町村コード」又は**項番24** 「主たる営業所の所在市区町村コード」の欄は、「山梨県市町村コード番号表」(48頁)を参照して記入する。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する。
- 13 **項番14** 「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は**項番25** 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市町村コードによって表される市町村名に続く町名、地番等を記入する。また、「丁目」、「番」及び「号」については、「ー」(ハイフン)を用いる。

- 14 項番15又は項番26のうち「電話番号」の欄は、市議局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- 15 項番16又は項番27「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入する。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入する。
- 16 項番17「兼業の有無」の欄は、建設業以外に行っている営業がある場合は、「1」を記入し右側に具体的にその営業の種類を記入する。それ以外の場合は「2」と記入する。
- 17 項番18又は項番29「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割被承継法人又は分割承継法人が現在許可を受けている建設業について記入する。
- 18 項番19「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により分割の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を6と同じ要領で記入する。
- 19 分割被承継法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、<分割被承継法人に関する事項>については、分割被承継法人ごとに記載する。

◎誤記入及び不備な例

- ① 申請年月日が記入されていない。不要な文字が消されていない。
- ② 「フリガナ」欄で、濁音、半濁音を表す文字が1文字として扱われていない。
- ③ 項番14又は項番25「主たる営業所の所在地」が市町村名から記入されている。
- ④ 項番16又は項番27「資本金額又は出資総額」の欄の金額の単位が誤っている。
- ⑤ 項番17「兼業の有無」の欄に「1」が記入されているにもかかわらず、右側に営業の種類が記入されていない。
- ⑥ 項番11・12・22・23 について、姓と名の間が1カラム空いていない。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

相 続 認 可 申 請 書

(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 相続人 _____

行政庁側記入欄	大臣 知事 コード	項番	3	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第	5	10	許可年月日	11	13	15
許 可 番 号		0	1				令和			
認 可 申 請 年 月 日		0	2	令和			年			

被 相 続 人 の 日 0 3 令和 年 月 日

大臣
知事
コード

引き続き使用する
許 可 番 号 0 4 国土交通大臣
知事 許可 (一般-) 第 5 10 号

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業
しようとする建設業 0 5 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

認 可 申 請 時 に お い て 相 続 人 が 許 可 を 受 け て い る 建 設 業 0 6 3 5 10 15 25 30 (1. 一般) (2. 特定)

商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ 0 7 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

商 号 又 は 名 称 0 8 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

氏 名 の フ リ ガ ナ 0 9 3 5 10 15 20

氏 名 1 0 3 5 10 支配人の氏名 _____

被相続人との続柄 1 1 _____

相続後の主たる
営業所の所在地
市区町村コード 1 2 3 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

相続後の主たる
営業所の所在地 1 3 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵 便 番 号 1 4 3 5 6 電 話 番 号 10 15 20

ファックス番号 _____

兼 業 の 有 無 1 5 3 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 _____

大臣
知事
コード

許 可 番 号 1 6 3 国土交通大臣
知事 許可 (一般-) 第 5 10 号 令和 年 月 日

相続認可申請書

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、個人の所在地、名称及び氏名を記載する。
- 2 「地方整備局長」「国土交通大臣」「般
北海道開発局長 及びに ついては、不要のものを消す。
山梨県知事」 知事」 特」
- 3 **項番03** 「被相続人の死亡日」の欄は、被相続人の死亡の年月日を記入する。
- 4 **項番04** 「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しない。
- 5 **項番05** 「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入する。
- 6 **項番06** 「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、5と同じ要領で記入する。
- 7 **項番07**又は**項番18** 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う。
- 8 **項番09**又は**項番20** 「個人のフリガナ」の欄は、7と同様に記入する。ただし、姓と名の間は1マス空ける。
- 9 **項番10**又は**項番21** 「個人の氏名」の欄は、姓と名の間は1カラム空けて記入する。
- 10 **項番12** 「相続後の主たる営業所の所在市区町村コード」又は**項番22** 「主たる営業所の所在市区町村コード」の欄は、「山梨県市区町村コード番号表」(48頁)を参照して記入する。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する。
- 11 **項番13** 「相続後の主たる営業所の所在地」又は**項番23** 「主たる営業所の所在地」の欄は、9により記入した市町村コードによって表される市町村名に続く町名、地番等を記入する。また、「丁目」、「番」及び「号」については、「-」(ハイフン)を用いる。
- 12 **項番14**又は**項番24** のうち「電話番号」の欄は、市議局番、局番及び番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入する。
- 13 **項番15** 「兼業の有無」の欄は、建設業以外に行っている営業がある場合は、「1」を記入し右側に具体的にその営業の種類を記入する。それ以外の場合は「2」と記入する。
- 14 **項番16**又は**項番26** のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入する。
- 15 **項番17** 「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を5と同じ要領で記入する。

◎誤記入及び不備な例

- ① 申請年月日が記入されていない。不要な文字が消されていない。
- ② 「フリガナ」欄で、濁音、半濁音を表す文字が1文字として扱われていない。
- ③ 項番12又は項番22「主たる営業所の所在地」が市町村名から記入されている。
- ④ 項番15「兼業の有無」の欄に「1」が記入されているにもかかわらず、右側に営業の種類が記入されていない。
- ⑤ 項番09・10・20・21 について、姓と名の間が1カラム空いていない。

営業所一覧表

行政庁側記入欄																											
区	分	項番	8	1	3	1																					
							大臣	コード																			
							知事																				
許	可	番	号	項番	8	2	3	国土交通大臣		許可	(特	-)	第	5	10		号	許可年月日	令和	11	年	13	月	15	日

(主たる営業所)

主たる営業所の名		フリガナ																			
営業しようとする建設業		8	3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																(1. 一般) 2. 特定)	

(従たる営業所)

従たる営業所の名		フリガナ																			
従たる営業所の所在地		8	4	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40																	
従たる営業所の所在地		8	5	3 5					都道府県名					市区町村名							
従たる営業所の所在地		8	6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40																	
郵便番号		8	7	3 5 6			電話番号			10 15 20											
営業しようとする建設業		8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																(1. 一般) 2. 特定)	

(従たる営業所)

従たる営業所の名		フリガナ																			
従たる営業所の所在地		8	4	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40																	
従たる営業所の所在地		8	5	3 5					都道府県名					市区町村名							
従たる営業所の所在地		8	6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40																	
郵便番号		8	7	3 5 6			電話番号			10 15 20											
営業しようとする建設業		8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																(1. 一般) 2. 特定)	

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け } の認可の申請を行いましたの
 { 合 併 }
 { 分 割 }
 で届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		

記載要領

- 1 「

{	譲渡及び譲受け	}	
	合		併
	分		割

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2. (2) について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2. (1) 又は (2) について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2. (1) 又は (2) の名称以外の部分については記載を要しない。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
相続人
被相続人
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする 相続人 に関する事項
被相続人

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
被相続人の死亡日		

記載要領

- 1 「相続人
被相続人」 については、不要なものを消すこと。
- 2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。